

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター会費基準

2018 年6月 29 日

(理事長決裁)

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター会員規程第 6 条第 1 項で定める会費の額は以下の基準により納入を求めるものとする。

口数	対象
10 口以上	資本金 5 億円以上かつ従業員 400 名以上の法人
5 口以上	資本金 5 億円未満又は従業員 400 名未満の法人
2 口以上	資本金 1 億円以下又は従業員 200 名以下の法人
1 口以上	資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 名以下の法人並びに個人